

第64回日本小児保健協会学術集会 シンポジウム 1

日本の小児虐待の現状と対策

虐待をする親の背景と理解

佐 藤 拓 代 (大阪府立病院機構大阪母子医療センター)

虐待する親はとんでもない親であり、その行動をいさめようとしても改善しないから、警察が逮捕して厳罰を与えるべきだ、という声を聞く。また、子どもを泣かせているのは親の世話の仕方が悪いから、と考える大人がいる。今、普通に子育てをしている親でも、とんでもないことをしている親と受け止められないように、他人の目を気にし、萎縮している。通常の問題ない子育てでもみられる子どもの情緒行動と、親の子育てに問題がある子どもの情緒行動問題とは異なる。まずは、小児に携わる者はそのことを理解し、もっと子育てに寛容な社会づくりに取り組む必要がある。

本稿では、虐待行動をする親の背景を理解するとともに、予防するにはどうしたらよいか筆者の考えを述べていく。

I. 重大事例の親の背景と対応

筆者は、約四半世紀子どもの虐待予防に関心を持ち関わってきたが、さまざまな重大事例は以下の4つのパターンに分けられるのではないかと考えている。

1. 内縁・義理・同居者の男性による衝動的身体的虐待

経済問題が根底にある場合が多いが、実際に手に入るお金が少ないからというのではなく、生活保護受給者にも虐待が起こっており、むしろ多い。経済問題のある親では、社会に出て人間関係を構築することや、ストレスに対処することがうまくできないことがある。これらは、子ども時代に自尊心と自己効力感を高める育ちをしてこなかったことの結果であり、経済問題を抱える親の生育歴の把握と、収入の支援と併せて生活全般の支援、子育ての支援が必要である。

父親がひどい虐待をしている場合、母親は子どもに

起こっていることに気づかない、守れない親であることが多々ある。母親も同じような育ちをしてきたのかもしれない、また、ひどいことに声を上げられない育ちだったのかもしれない。具体的に虐待に加担していない母親にも、生育歴を把握し支援する必要がある。

さらに、このような家庭は、育児の負担があっても支援者がいない、支援が入ることを拒否する家庭であることも多い。過去の支援が上から目線の指導型で行われた記憶は、親にとって一方的で、できていないことを指摘されるつらい経験でしかない。指導されるのではなく、育児の負担軽減が実感できる支援を行いたい。

母子家庭の場合には、それまでの生活に新たに男性が入ってきているという視点での捉え方も必要である。子どもが保育所に通っていれば送迎時の大人が誰であるか、生活保護を受けていれば家庭訪問や受給時の面接で気がつくことも重要である。

2. 父親と母親による長時間の虐待

父親と母親が共同して長時間の身体的虐待を行っていた事例も目につく。複数の子どもの中で一人の子どもだけが虐待を受けている場合は、その子どもとの愛着形成に問題があることが多い。望まない妊娠であったかどうか、入院や児童養護施設入所など、長期間親子が離ればなれになっていなかったか把握する必要がある。このような子どもは、多くの目に触れるところには出さないようになるので、乳幼児健診の未受診者はいてねいに確認をする必要がある。

それまで支援が入っていたが、家庭訪問を拒否されるようになった、保育所や幼稚園、学校に欠席するようになっていたという事例も多い。支援の拒否は、虐

待の危険度が高まったとして、子どもの状況を確認することが重要である。

3. 母親によるネグレクト

乳幼児に日々の食事が与えられないことは、即、生命の危機につながる。母親のうつ病等の疾患で養育の思いはあるのだが、世話ができないで起こってしまうことがあり、周りの夫や祖母が気づくことが重要である。複数の子どもがいてすべての子どもがネグレクトである場合は、母親に知的問題やメンタルな問題がないか把握する必要がある。複数の子どもがいるのにその子だけネグレクトされている場合は、その子の受容ができないで起こっている場合があり、愛着の形成に問題がなかったか確認する。ひどいネグレクトの場合、母親はおなかをすいているのではないかと、苦しいのではないかという共感性が乏しいこともあり、同じような育ちがなかったかどうか、生育歴を把握することも必要である。

4. 母親による突発的な乳児期早期の殺人

乳児期早期の虐待死があった事例では、生後0日の死亡とそれ以降の死亡とでは背景が異なっている。生後0日死亡では、望まない妊娠であったというのが世界的な常識であり、このことは次項で述べたい。0日以降の死亡では、産後うつ病などが背景にあることがあり、このような状態の早期把握と精神科医療に適切につなぐことが重要である。産後うつ病は、EPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）などのツールで把握することが行われているが、平成29年度から産婦人科における産婦健診（産後2週間、1か月。自治体が産後ケア事業を実施している必要がある）でも使用されている。EPDSでスコアが高かった場合は、自治体へ情報提供がなされることになり、産後うつ病の早期発見・対応がすすむことが期待されている。

II. わが国の特に予防すべき虐待は生後0日の虐待死

厚生労働省の虐待死亡事例等の検証報告¹⁾によると、第1次報告から第13次報告の心中以外の虐待死

678人で0歳児は46.2%を占め、そのうち生後0日の死亡が39.6%と非常に多い（表）。また、妊娠期・周産期の問題としては、「若年妊娠」（出産時の母親の年齢が10代）17.6%、「予期しない／計画していない妊娠」²⁾25.2%があったとされている。

第13次報告²⁾の0日死亡11人の母親の状況は、「予期しない／計画していない妊娠」が9人（81.8%）、「若年妊娠」3人（27.3%）、「母子健康手帳の未発行」10人（90.9%）、「妊婦健診未受診」11人（100%）と、比較できるデータの母親の出産年齢10代1.2%³⁾、出産後の母子健康手帳発行0.25%⁴⁾に比べると非常に多く、母子保健サービスを利用しない、妊娠期から子どもの受容に問題があった事例と考えられる。

子どもの受容には望まない妊娠かどうかが大きく影響している。そのような事態に陥ったときに、周りにこれまでどんなことでも受け止めてくれた人間がいなくて一人で抱え込み、生まれた子どもの泣き声が聞かれて困ると口をふさいで事件が起こる。われわれは平成23年10月から大阪府の委託を受け、メールと電話による思いがけない妊娠の相談窓口「にんしんSOS」⁵⁾を開始した。中高生が妊娠検査薬で陽性が出たことをどうしても親に言えない、パートナーの子どもでないかもしれない、乳児を抱え経済的に苦しい、風俗で働いているなど、市区町村への妊娠届出と母子健康手帳交付から始まる母子保健サービスの入り口にたどりつけない相談が寄せられている。性行為と妊娠に偏見を持たず、どんなことでも受け止め相談者を受容することの重要性を痛感している。

孤立は、人類が進化の過程では群れで子育てしていたことから、もっとも心に悪影響を及ぼす。また、一人では子育てできないことは明白である。「人並み」でないことの排除が助けを求められない親を生み出しかねない。社会が多様性を受容し、どのような親でも受け止める必要があり、ましてや支援者は偏見を持たず親に寄り添って支援する必要がある。

平成22年度の幼児健康度調査⁶⁾では、1～6歳の子どもの親の約1割が「子どもを虐待しているのではないかと思う」と回答していた。少々子どもにきつくあ

²⁾子ども虐待死亡事例等の検証報告で、第3次から報告されている「妊娠期・周産期の問題」に「望まない妊娠／計画していない妊娠」が計上されている。第10次報告で「望まない妊娠」が、「さまざまな事情により、妊婦やそのパートナーが、妊娠を継続することや子どもを産み育てることを前向きに受け止められず、支援を必要とする状況や状態にあること」と定義された。第12次報告では「この言葉は生まれてくる子どもに向けられる言葉では決してなく、支援や援助を必要とする妊婦を認識し、如何なる支援を行うべきかを考えるための言葉である」とされ、さらに第13次報告で「望まない妊娠」を、より客観的、中立的に事例ととらえ、検討を行うために「予期しない妊娠」と変更した。

表 子ども虐待による死亡事例等の検証報告

検証報告 (報告年)	心中以外の 虐待死	そのうち 0日死亡	妊娠期・周産期の問題	
			若年妊娠	予期しない妊娠/ 計画していない妊娠
第1次(2005年)	25	1 (4.0)	-	-
第2次(2006年)	50	6 (12.0)	-	-
第3次(2007年)	56	8 (14.3)	4 (7.1)	7 (12.5)
第4次(2008年)	61	8 (13.1)	8 (13.1)	10 (16.4)
第5次(2009年)	78	16 (20.5)	12 (15.4)	11 (14.1)
第6次(2010年)	67	22 (32.8)	15 (22.5)	21 (31.1)
第7次(2011年)	49	6 (12.2)	7 (14.3)	11 (22.4)
第8次(2012年)	51	9 (17.6)	14 (27.5)	10 (19.6)
第9次(2013年)	58	7 (12.1)	14 (24.1)	18 (31.0)
第10次(2014年)	51	11 (21.6)	4 (7.8)	14 (27.5)
第11次(2015年)	36	4 (11.1)	6 (16.7)	8 (22.2)
第12次(2016年)	44	15 (34.1)	9 (20.5)	24 (54.5)
第13次(2017年)	52	11 (21.2)	13 (25.0)	18 (34.6)
合計	678人	124人 (18.3%)	106人 (17.6%)*	152人 (25.2%)*

*第3～13次の合計603に対する割合

たっても、子どもの成長発達や行動情緒、親子関係に問題がなければ虐待ではない。子どもは親の行動を鏡として映し出すのであり、親子に関わる関係者がしっかり子どもの様子を把握し、悩む親に適切なアドバイスをすることも重要である。

文 献

- 1) 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会. 子ども虐待による死亡事例

等の検証結果等について.

- 2) <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173329.html> (平成29年10月1日確認)
- 3) 2016年人口動態調査報告.
- 4) 平成27年度地域保健・健康増進事業報告.
- 5) <http://www.ninshinsos.com/> (平成29年10月1日確認)
- 6) 公益社団法人日本小児保健協会. 平成22年度幼児健康度調査報告.